

交通誘導警備業務の配置基準

秋田県公報(第1817号、平成18年10月6日付け)

(抜粋)

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第2条の表の5の項の上欄の規定により、秋田県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成19年4月1日から施行する。

平成18年10月6日

秋田県公安委員会委員長 大淵宏道

路 線	区 間
1 国道7号	秋田県にかほ市象潟町小砂川字川崎地内から大館市字長走下内沢地内までの秋田県全域
2 国道13号	秋田県湯沢市上院内矢ごめ沢国有林82林班地内から秋田市川尻町字大川反233番7先の国道7号との交点まで
3 国道46号	秋田県仙北市田沢湖生保内字生保内地内から大仙市協和境字岸館74番5先の国道13号との交点まで
4 国道101号	秋田県山本郡八峰町八森字大間18番2地先から秋田市金足岩瀬字小川瀬31-1地先の国道7号との交点まで
5 国道103号	秋田県鹿角市小坂町十和田湖休平24番2地先から大館市立花字上立花180番1先の国道7号との交点まで
6 国道105号	秋田県由利本荘市井戸尻23番11先の国道7号との交点から北秋田市綴子字大堤397番1先の国道7号との交点まで
7 国道107号	秋田県横手市市内黒沢字上ノ山13番5から由利本荘市一番堰159番1地先の国道105号との交点まで
8 国道108号	秋田県湯沢市秋ノ宮字役内山国有林45林班い小班地内から由利本荘市一番堰146番1先の国道105号との交点まで
9 国道282号	秋田県鹿角市八幡平字才田18番1地先から鹿角郡小坂町小坂字古遠部沢国有林9林班ち小班地内まで
10 国道285号	秋田県湯沢市飯田川飯塚字古開92番5先の国道7号との交点大館市中山字流田108番7地先の国道103号との交点まで
11 国道398号	秋田県湯沢市皆瀬字小安奥山国有林43林班へ小班地内から由利本荘市東由利館合字壇の下10番3先の国道107号との交点まで
12 県道大館十和田湖線	秋田県大館市大館51番3地先の国道7号との交点から鹿角市十和田大湯字大湯国有林47林班の小班地内の国道103号との交点まで
13 県道湯沢雄物川大曲線	秋田県湯沢市沖鶴69番5先の国道398号との交点から大仙市戸蒔字谷地85番1先の国道13号との交点まで
14 県道鷹巣川井堂川線	秋田県北秋田市綴子字田中大道下43番1地先の国道7号との交点から北秋田郡上小阿仁村堂川字下川原19番2地先の国道285号との交点まで
15 県道大曲大森羽後線	秋田県大仙市若竹町320番先の国道105号との交点から雄勝郡羽後町新町字新町19番4地先の国道398号との交点まで
16 県道秋田北インター線	秋田県秋田市上新城中字南波掛29番2先から秋田市外旭川字三千刈50番1先の主要地方道秋田天王線との交点まで

平成27年12月31日 まで適用

秋田県公安委員会告示第1号

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第2条の表の6の項の上欄の規定により、秋田県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表右欄に掲げる区間において行うものとし、平成28年1月1日から施行する。

警備員等の検定等に関する規則第2条の表の5の項の上欄の規定による秋田県公安委員会が認める交通誘導警備業務(平成18年秋田県公安委員会告示第144号)は、廃止する。

平成27年1月16日

秋田県公安委員会委員長 塩谷 國太郎

路 線	区 間
1 国道7号線	秋田県全域
2 国道13号線	
3 国道46号線	
4 国道101号線	
5 国道103号線	
6 国道105号線	
7 国道107号線	
8 国道108号線	
9 国道282号線	
10 国道285号線	
11 国道398号線	
12 県道角館六郷線	
13 県道湯沢雄物川大曲線	
14 県道秋田停車場線	
15 県道大曲大森羽後線	
16 県道秋田昭和線	
17 県道秋田天王線	
18 県道秋田北インター線	
19 県道男鹿昭和飯田川線	
20 県道土崎港秋田線	

平成28年1月1日 より適用